



平成 25 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6 3 3 4 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成25年3月14日付で株式会社東京証券取引所から、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善報告書

本報告書では、社外の取引先および社内外の個人名に関しては、個人情報等を考慮し匿名としております。

以 上

改善報告書

平成 25 年 3 月 29 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩熊博之 殿



明治機械株式会社
代表取締役社長 河野猛



このたびの当社の連結子会社における不適切な会計処理に関する過年度決算短信及び有価証券報告書等（以下「過年度決算短信等」と総称する。）の訂正の件につきまして、有価証券上場規程 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

第 1. 経緯

I. 過年度決算訂正の内容

当社は、平成 25 年 3 月 11 日付「社内調査委員会の調査報告書及び過年度の決算修正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同委員会による調査報告書の内容を受け過年度決算の訂正が必要であることを認識し過年度に公表しました連結財務諸表等の決算訂正を行うことと致しました。

過年度決算訂正の対象は以下のとおりであり、業績に及ぼす影響につきましては別紙 1 のとおりとなります。なお、過年度決算の修正による平成 25 年 3 月期の業績に与える影響は、平成 25 年 3 月期首（平成 24 年 3 月期末）の純資産が 660 百万円の減少となります。

1 平成 25 年 3 月 14 日に提出した訂正決算短信等

- 平成 20 年 3 月期中間 訂正半期報告書
- 平成 20 年 3 月期 訂正有価証券報告書
- 平成 21 年 3 月期第 1 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 21 年 3 月期第 2 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 21 年 3 月期第 3 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 21 年 3 月期 訂正有価証券報告書
- 平成 22 年 3 月期第 1 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 22 年 3 月期第 2 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 22 年 3 月期第 3 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 22 年 3 月期 訂正有価証券報告書
- 平成 23 年 3 月期第 1 四半期 訂正四半期報告書

- 平成 23 年 3 月期第 2 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 23 年 3 月期第 3 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 23 年 3 月期 訂正有価証券報告書
- 平成 24 年 3 月期第 1 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 24 年 3 月期第 2 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 24 年 3 月期第 3 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 24 年 3 月期 訂正有価証券報告書
- 平成 25 年 3 月期第 1 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 25 年 3 月期第 2 四半期 訂正四半期報告書
- 平成 21 年 9 月 18 日提出有価証券届出書の訂正届出書（組込方式）
- 平成 21 年 3 月期 訂正内部統制報告書
- 平成 22 年 3 月期 訂正内部統制報告書
- 平成 23 年 3 月期 訂正内部統制報告書
- 平成 24 年 3 月期 訂正内部統制報告書
- 平成 20 年 3 月期 決算短信
- 平成 20 年 3 月期 第 1 四半期財務・業績の概況
- 平成 20 年 3 月期 中間決算短信
- 平成 20 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の概況
- 平成 21 年 3 月期 決算短信
- 平成 21 年 3 月期 第 1 四半期決算短信
- 平成 21 年 3 月期 第 2 四半期決算短信
- 平成 21 年 3 月期 第 3 四半期決算短信
- 平成 22 年 3 月期 決算短信
- 平成 22 年 3 月期 第 1 四半期決算短信
- 平成 22 年 3 月期 第 2 四半期決算短信
- 平成 22 年 3 月期 第 3 四半期決算短信
- 平成 23 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 23 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 23 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 23 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 24 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 24 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 24 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 24 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 25 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
- 平成 25 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

II. 過年度決算短信等を提出するに至った経緯

1 第三者調査委員会の設立及び目的、調査対象

(1) 設立目的

平成24年10月、金融庁証券取引等監視委員会から、当社の連結子会社であるラップマスターエスエフティ株式会社（以下「ラップ社」という。）における不適切な会計処理の疑義について指摘を受けたことから、自社において不正会計の実態と責任の所在の解明及び再発防止策立案等が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置いたしました。

(参考)

ラップ社について

ラップ社は、昭和63年4月に、創業者であり、初代の社長であるラップ社H元社長により、研磨工作機械及び研磨工具等の設計、製造、販売並びに輸出入業務等を主たる事業の目的とする会社として設立されました。当社は平成11年12月に、当時当社であったKW元会長の主導により、ラップ社との業務提携を行いました。

当時のラップ社はシリコンウェハー研削・研磨機の開発・製造・販売事業を行っており、装置機械の製造は外部業者（HA社など）に委託しておりました。さらに、当社との業務提携により、①設計、開発をラップ社において行う。②材料の仕入を当社がラップ社に代わって行い、当社が外部業者に提供する。③製品の製造は外部業者に委託し、当該製造委託先から当社が仕入れ、ラップ社が販売顧客を開拓し、販売先が確保できた段階でラップ社が当社から製品を仕入れて、顧客に販売する。といったスキームが確立されました。なお、製品自体は製造委託先から顧客に直接納品される形態となっておりました。

このうち、上記②の材料の仕入と、③外部業者からの製品仕入、ラップ社への製品販売などを担っていたのが、当社のセミコン事業部です（平成24年3月に解散しております。）。セミコン事業部設立の主な目的は、当社との業務提携当時、ラップ社は、外部取引先に対する信用が高くなく、与信の供与を受けること困難であったため、当社がラップ社に代わって材料を仕入れる役割を担うことが主な目的でありました。

その後、平成16年8月にラップ社から普通株式22,500株（議決権割合75.0%）の第三者割当を引き受け、同社を当社の連結子会社といたしました。

しかし、ラップ社の業績は半導体不況の深化と同時に低迷し、その事業を平成23年3月にM技研に譲渡いたしました。ラップ社の代表者の変遷は、初代が創業者のラップ社H元社長、次いでラップ社S元社長が就任し、事業譲渡後は高橋前社長が代表者と兼務しておりましたが、平成25年3月に辞任をしております（現在、

代表者は選任できておりません)。現在のラップ社は清算手続き中であり、平成25年度中に清算手続きを終える予定としております。

(2) 調査委員会の構成

第三者調査委員会の構成は以下のとおりであります。

委員長：大鶴基成（弁護士・元最高検察庁公判部長、元東京地方検察庁特別捜査部長）

委員：中村信雄（弁護士・元東京地方検察庁特別捜査部検事）

委員：宇澤亜弓（公認会計士・公認不正検査士・元証券取引等監視委員会主任証券取引特別調査官）

第三者調査委員会は、その他の弁護士、公認会計士及びパソコンの解析業者等に本件調査を補助させております。

(3) 対象会社及び対象取引

主としてラップ社が平成20年3月期及び平成21年3月期に売上計上した装置機械取引における押込販売あるいは架空販売に関する調査を行いました。その過程において、当社の仕掛品における不適正な原価流用が判明したため、この点も合わせて調査の対象としております。

(4) 対象期間

金融商品取引法第178条第7項に鑑み、調査対象期間を平成20年3月期から平成24年3月期までの5期としております。

III. 過年度決算短信等を提出すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

1 社内調査委員会の設立、構成、調査体制、調査対象

(1) 設立目的

平成25年2月14日に、第三者調査委員会から提出を受けた調査報告書において、過去ラップ社において「押込売上・架空売上の計上」「不適正な原価の流用」などの不適切な会計処理が行われており、当該会計処理について、当社の高橋前社長・西村監査役らにも責任があったとの指摘がなされており、この指摘を受け、再発の防止、コーポレートガバナンス及びコンプライアンス体制の再構築を目的として、社内調査委員会を立ち上げ同報告書の調査結果について事実確認を実施することといたしました。

(2) 調査委員会の構成

社内調査委員会の構成は以下のとおりであります。

委員長 河野 猛（当社代表取締役）

委員 秋田 哲男（当社常務取締役）

委員 高工 弘（当社総務部長）

委員 日根 年治（当社営業企画管理室長）

委員 磯 孝宏（当社経営企画管理部）

社内調査委員会は弁護士、公認会計士などの専門家及びパソコンの解析業者等の協力を得ながら本件調査を実施いたしました。

（３）対象会社及び対象取引

第三者調査委員会の調査報告書に記載された、ラップ社の平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期に売上計上した装置機械取引における押込販売あるいは架空販売、また、その過程において行われた当社の仕掛品における不適正な原価流用、さらに調査の過程で明らかとなった平成 12 年 10 月から平成 18 年 11 月の間に行われた仕入の架空取引について調査を実施いたしました。

（４）対象期間

金融商品取引法第 178 条第 7 項に鑑み、調査対象期間を平成 20 年 3 月期から平成 24 年 3 月期までの 5 期といたしました。ただし、調査の過程で仕入取引に係る架空取引の事実を認めたため、平成 12 年 10 月から平成 18 年 11 月までの当該取引についても調査を実施いたしました。

IV. 第三者調査委員会及び社内調査委員会の調査結果

1 押込売上計上及び架空売上計上、不適切な貸倒引当金

第三者調査委員会の調査により、ラップ社において、平成 20 年 3 月期に売上計上した 20 台、平成 21 年 3 月期に売上計上した 42 台の装置機械のうち、平成 20 年 3 月期に売上計上した 6 台、平成 21 年 3 月期に売上計上した 11 台について、その代金約 15 億円が長期滞留債権として資金回収がなされないままでありましたが、上記の合計 17 台は押込販売あるいは架空販売であったことが判明いたしました。同調査報告書によれば、ラップ社の管理部長であったラップ社H氏は、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期において、ラップ社の債務超過を回避するために、以前から営業活動を行っていた取引先等から正式発注がないにもかかわらず、その代理店に注文書の発行を依頼し、装置機械を出荷させる押込販売、発注の見込みが全くないのに架空の注文書や物流業者から架空の出荷案内書兼物品受領書などの作成を依頼し、装置機械を出荷させる架空販売等を行い、売上を計上いたしました。

第三者調査委員会によって判明した押込売上計上及び架空売上計上並びに不適切な貸倒引当金について社内調査委員会においても調査を行いました。これらの調査結果を否定する事象や不合理と判断する事実は検出されませんでした。

また、これらの不正会計の事実を隠ぺいするために、ラップ社のH氏を中心とした経営幹部らが、販売先代理店との共謀による架空注文書の作成、物流業者との共謀による架空出荷案内書兼物品受領書の作成、偽装出荷、販売先代理店との共謀による確認状の虚偽回答、仕掛品の実地棚卸立会時における虚偽説明、その他ヒアリングに対する虚偽回答など、様々な妨害行為を行っておりました。

なお、当該売上計上の修正の結果、連結損益計算書に与える影響は、平成20年3月期：683百万円の減額、平成21年3月期：1,210百万円の減額、平成23年3月期110百万円の増額、平成24年3月期65百万円の増額、となります。

また、上記のとおり、平成23年3月期決算で16億円の貸倒引当金の計上を行っておりますが、これを修正する処理を行っております。修正の影響額につきましては、別紙1をご参照ください。

2 不適正な原価流用

原価流用とは、当社において、製造委託していた装置機械が完成した時点で、余った部材が他の仕掛中の装置機械の製造部材として転用できる場合に、製造委託先とラップ社の判断により、完成済み装置機械の原価の一部を他の仕掛中の装置機械の部材に付け替えることをいいます。この結果、当社の損益計算書上の「売上原価」が減少し（利益が増加）、貸借対照表上の資産である「仕掛品」の金額が増加することとなります。

この原価流用は、ラップ社技術部において「原価付替依頼票」が起票され、ラップ社内での承認後、当社セミコン事業部にその「原価付替依頼票」が回付され、これに基づき原価管理システムのTECHSに入力される手続で行われます。

第三者調査委員会の調査によって、ラップ社H氏がラップ社における原価流用の承認権限者である立場を利用し、①当該「原価付替依頼票」に技術部担当者の記名押印等が無いこと、②原価付替に係る証憑類の添付がなされていないこと、③別途「原価付替依頼票」のフォーマットを有しており、これを自ら作成可能であったこと、④「原価付替依頼票」上は「付替部品名」の記載又は詳細資料の添付が必要であったが、当該記載等がなくても内部監査及び会計監査人による監査上特に問題が指摘されていなかったこと等を奇貨として、ラップ社技術部からラップ社H氏に「原価付替依頼票」が回付された際に、当該「原価付替依頼票」を破棄し、新たに原価流用額を水増しした「原価付替依頼票」を作成し、これをセミコン事業部に回付す

ることにより、TECHS に水増しされた原価流用額を入力させておりました。これにより、ラップ社の利益と資産（仕掛品）が水増しされて計上されていた事実が判明いたしました。

第三者調査委員会によって判明した不適正な原価流用について社内調査委員会においても調査を行った結果、そもそも「原価付替依頼票」を破棄するまでもなくラップ社H氏が起票指示を行い、また、セミコン事業部に回付することなくラップ社側でシステム入力することで不適正な原価流用を行っていたことが判明いたしました。

なお、不適正な原価流用にかかる決算の訂正につきましては、不適正な原価流用として特定された原価流用額については、計上すべき年度（流用元の出荷時）の「製造原価」（売上原価）として決算訂正処理することといたしました。修正の影響額につきましては、別紙1をご参照ください。

3 架空仕入及び個人へのキックバック

平成23年にラップ社H氏の親族の口座へ法人から不透明な入金があり、ラップ社H氏個人に税務調査が入っております。これを受け、ラップ社にも税務調査が入り、ラップ社の過去の仕入160百万円については「架空仕入」と認定され「役員貸付金」として修正申告を求められました。また同時期平成23年12月22日にラップ社とラップ社H氏との間で、160百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。

さらに、平成23年11月16日の高橋前社長とラップ社H氏のメールによると、税務調査の最中に高橋前社長から、ラップ社H氏に手持ちの資金30百万円を当社に預けるように指示しております。ラップ社H氏の資金については、その源泉は定かではありませんが、平成16年3月期から平成19年3月期にかけてラップ社H氏に流れたであろう資金と関連している可能性が推定されました。

社内調査委員会による調査の結果、上記の不透明な仕入は、当該仕入元に製造技術がなく、発注数量が過大であり、またラップ社H氏も実態のない取引（架空仕入）であることを認めていることから、上記の不透明な仕入が架空である可能性は高いものと判断いたしました。

また、キックバックにつきましては、その事実があったことの疑義は払拭できないものの、その確証は得られませんでした。

なお、当該不透明な仕入取引に関する会計処理については、訂正対象となる財務諸表等（平成20年3月期以降）においては、すでにそれ以前（平成19年3月期以前）の費用として計上されていることから（期首剰余金のマイナス）、会計処理に影響を与えないものと考えており、過年度決算訂正には影響はございません。

第2. 改善措置

I. 不適切な情報開示等を行った直接的原因（問題点）

不適切な情報開示等を行った直接的な原因は、上述のとおり不適切な会計処理を行ったことが原因であります。

1 不適切な会計処理が行われた原因

本件不正会計全てに共通しているのが、①いずれもトップ・マネジメントが関係していたこと、②社外含め共謀が見受けられることであります。いずれも「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」（企業会計審議会）上、内部統制の限界として例示されている項目であることから、内部統制が有効に機能しなかった最大の原因であるものと考えられます。

(1) 押込売上計上及び架空売上計上が行われた原因

ラップ社においては、平成20年3月期において債務超過に陥るか微妙な状況にあり、ラップ社幹部には業績目標達成の強い動機が存在しており、大口案件の受注を見込んで研削・研磨機の基本的な部分を先行して製造し始めるといった、多数の先行手配を行っておりました。しかしながら、半導体業界が急激な市況悪化に見舞われ、実際の受注が延期、又は失注してしまったことで、当該先行手配の損失処理を行うことなく、押込売上計上・架空売上計上を行う判断につながったものと考えられます。大口案件の先行手配に関しては、不正会計処理の誘因となるのみならず、ビジネスモデル上も極めてリスクの高い行為であったと思われれます。

押込販売及び架空販売については、販売先代理店への架空注文書作成依頼、物流業者への出荷案内書兼物品受領書の作成依頼、偽装出荷、確認状の改ざん依頼、会計監査人への虚偽説明など、内部統制で防止・発見を想定しているリスクを超えており、内部統制は全く機能しなかったものと推察されます。

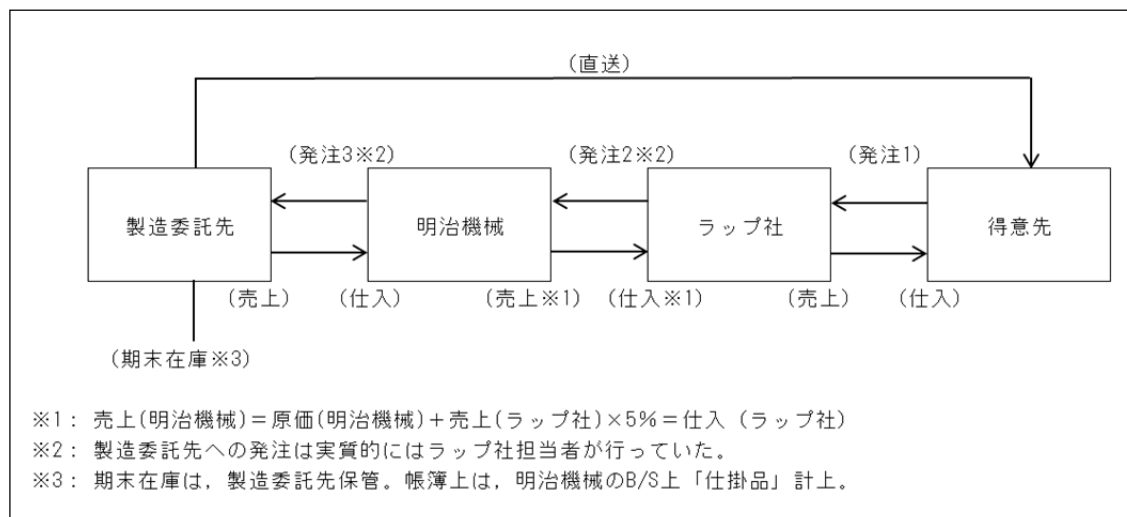
内部統制を有効に機能させるためには、トップ・マネジメントが自らコンプライアンス意識を高く持ち、不正を許さない企業風土を構築することが必要だったことは言うまでもありませんが、以下の3点を修正することで当該不正を相当程度防止できたものと認識しております。

① 売上計上の認識基準

押込売上等については、売上の計上基準に出荷基準を採用していたことを利用した不正と考えられます。出荷から検収まで相当の期間を要することがある商慣習、検収が行われることが代金支払条件となっていることからすれば、得意先の検収をもって売上取引の実現とする「検収基準」を採用することによっ

て、押込販売等は防げた可能性が高いと考えられます。

② 商流と発注・納品の業務フロー



上記のとおり、製造委託先から当社が仕入れ、ラップ社が販売顧客を開拓し、販売先を確保できた段階でラップ社が当社から製品を仕入れて、顧客に販売するスキームが確立されていました。また製品自体は、当社・ラップ社を通さずに、顧客に直接納品されていました。

製造委託先が商品を顧客に発送した時点で、当社は納品書を製造委託先から送付されていましたが、当社セミコン事業部担当者は製品が顧客に納品されることを確認せず検収印を押印し、売上・仕入計上・支払をしていました。売上計上時に顧客ないしエンドユーザーへの納品の確認をし、検収処理をしていたのであれば、架空売上は防げた可能性があるものと考えられます。

③ 在庫管理

当社及びラップ社が保有する在庫については、本来は每期それぞれの担当者が網羅的に棚卸を実施し、その結果を会計データに反映し、社内に情報共有することが必要と考えられますが、実際は当社及びラップ社での、在庫管理が徹底されておらず、網羅的な棚卸が実施されておりました。当社及びラップ社が所有する半導体にかかる仕掛品の実地棚卸はラップ社社員が実施していましたが、滞留している在庫については、在庫の受け払いがなく数量の変動がないため、近年(4年～5年)は実地棚卸の対象としておりました。また、在庫はラップ社事務所の他、外部取引先に保管されておりましたが、遠方にある取引先保管の在庫については、在庫証明を入手するなどして、保管されている取引先すべてに実地棚卸をすることはありませんでした。

社内調査委員会での調査の過程で実地棚卸を実施した結果、実在しない在庫、

データと異なる在庫、明らかに販売見込のない在庫が散見されたことに鑑みると、ラップ社が棚卸の対象としていた在庫も含め、在庫管理、実地棚卸が過去から網羅的かつ適正に実施されていなかったことが推察されます。

押込売上で返品されてきた製品の返品検収を当社にて適正に実施し、外部取引先への在庫につき実地棚卸などにより在庫状況の把握に努めていたのであれば、押込売上は防げた可能性があるものと考えられます。

(2) 不適正な原価流用が行われた原因

原価流用とは、当社において製造委託していた装置機械が完成した時点で、余った部材が他の仕掛中の装置機械の製造部材として転用できる場合に、製造委託先とラップ社の判断により、完成済み装置機械の原価の一部を他の仕掛中の装置機械の部材に付け替えることをいいます。この結果、当社の損益計算書上の「売上原価」が減少し（利益が増加）、貸借対照表上の資産である「仕掛品」の金額が増加することとなります。

当社（ラップ社含む）において作成している業務記述書における原価計上にかかる業務フローは次の通りです。

- ① ラップ社の担当者が、「原価付替依頼票」を起票する。
- ② ラップ社決裁権限者が承認を行う。
- ③ 承認された「原価付替依頼票」を当社セミコン事業部に回付し、セミコン事業部担当者がシステム（TECHS）に入力する。

この点、②又は③において、そもそも仕掛品を資産計上する当社が承認を行うことで、利益相反の関係になり得るラップ社側の申請に対し、相互牽制が働き内部統制が保たれる仕組みとすべきところ、そのような仕組みとはなっておりませんでした。

さらに、関係者へのヒアリングの結果、実際は、以下のとおりの運用がなされていたことが確認されました。

- ① 指摘されている不適正な原価流用は、全てラップ社H氏の指示に基づきラップ社営業事務担当者が起票。
- ② ラップ社H氏が承認権限者である。
- ③ 当該「原価付替依頼票」をもとに、当該営業事務担当者がシステム入力する。
- ④ 原価付替依頼票は、当社セミコン事業部の担当者が保管

当社セミコン事業部に回付することなくラップ社側でシステム入力されておりました。

本来は起票者が行う不適正な原価流用をラップ社決裁権限者が防止・発見する内部統制手続が備えられておりましたが、ラップ社H氏が起票者と決裁権限者が兼ねていたことから、内部統制が全く機能していなかったものと考えられます。

また、当社の内部統制上、セミコン事業部担当者が「原価付替依頼票」をもとにシステム入力する必要がありましたが、実際にシステム入力していたのは、セミコン事業部担当者ではなく、ラップ社の営業事務担当者でありました。したがって、当社セミコン事業部においては、当該不適正な原価流用について実施・加担していた事実はありませんが、本来行われるべき統制手続が有効に機能せず、当該不正を発見することができなかったものと考えております。

(3) 架空仕入が行われた原因

近年の半導体装置の発注の業務フローは、ラップ社技術部担当者にて「購入手配依頼書」を起票し、技術部長、資材部長（ラップ社H氏）、ラップ社社長が承認し、当該「購入手配依頼書」を当社セミコン事業部に回覧し、これに基づき発注書を作成、セミコン事業部長（セミコン事業部長が不在となつてからは高橋前社長）の承認後、発注書を送付するという流れになっておりました。なお、ラップ社関係者によると、当社セミコン事業部の承認については実際に承認印を押印するのは、ラップ社の従業員であり、セミコン事業部長は各仕入取引の内容を確認はしていませんでした。

また、架空仕入が行われていたであろう、平成20年3月以前につきましては、「購入手配依頼書」の作成、回覧は行っておらず、ラップ社H氏が単独で「購入手配リスト」をエクセルで作成し、これを当社セミコン事業部に回覧し、発注書を作成・送付する流れとなっておりました。

半導体装置の商流上、外部からの仕入については当社のセミコン事業部を通すものの、架空仕入が行われていた時期前後ともに、当社の担当者のチェックや承認がなされず発注が行われており、実質的にはラップ社の中で発注手続きが完結していたものと考えられます。

特に、架空仕入れが行われていた当時は、当社従業員のみならず、ラップ社技術部部長等の他のラップ関係者が目を通す機会が少なく、発注手続がとられていたものと推定されます。

このように、架空仕入が行われていたであろう原因の一つとして、当社及びラップ社の発注時の統制活動がデザイン・整備されていなかったためと考えられます。商流のとおり、①ラップ社にて購入手配の承認が適正になされ、②本来、発注権限のある当社にて購入依頼の内容を吟味・承認をし、適正な発注権限者が発注を行っていたのであれば、架空仕入があつたとしても、防げた可能性があると考えられます。

2 不適切な会計処理に至る背景事情、経緯、動機

(1) ラップ社の当社グループ化経緯と閉鎖性

社内調査委員会における関係者へのヒアリング内容を総合的に斟酌すると、ラップ社と当社の間で投資の関係が生じた経緯は以下の通りです。

当社は平成 11 年 12 月に当時当社のオーナーであった会長の KW 氏主導のもと、ラップ社と業務提携を結び、平成 16 年 8 月に 13 億 5 千万円の第三者割当増資を引き受け連結子会社といたしました。

KW 元会長は、ラップ社との業務提携に至った平成 11 年当時には、盛んに M&A を行っており、また、銀行や証券会社などの金融機関が盛んに会社を紹介してきていて、ラップ社もそのうちの 1 社であったとの証言がいくつもあり、この業務提携は、KW 元会長の意向で行なわれたということについて関係者の証言が一致しております。

当社の本業である、製粉機械や飼料プラントの受注は当時伸び悩んでおり、社内的には、経営多角化の一環として、当時注目されていた半導体事業に乗り出したというのが社内的なコンセンサスであったようですが、KW 元会長としては、半導体事業の経営をするというより、投資の一環としてラップ社への出資を進めていたものと考えます。

一方で、ラップ社の経営自体は、主にラップ社 H 元社長を中心としたラップ社のプロパーの人員に頼らざるを得ない状況でした。

更に関係者からのヒアリングによれば、ラップ社は業務提携当時から、ラップ社 H 元社長を中心に遵法意識が低い雰囲気があったようであり、社内調査委員会の調査においても、およそ社内ルールが有名無実化しているなどコンプライアンスに対する意識がきわめて低い印象を受けました。

そうした状況の中で、親会社である当社とラップ社の間での経営上のパイプ役は、N 元会長在任時は N 元会長に、その後高橋前社長に引き継がれてからは高橋前社長に 1 本化されており、結果として他の取締役その他幹部職員との接点がなかったために、今回のような事態が起こったと認識しております。

(2) 高橋前社長への人事権の集中

高橋前社長には、セミコン事業部をはじめとした当社のラップ社事業関連の人事に関する権限が集中していました。当社及びラップ社は、ともに人事部乃至人事課といった組織機能を持たず、当社内のラップ社関連の人事権は、職種職階を問わず、事実上、ラップ社管掌取締役としての高橋前社長一人が掌握していました。さらに、高橋前社長は、当社とラップ社の代表取締役社長としての地位を兼任するに至り、ラップ社取締役としての自己が監視されづらい状況、すなわちグループ企業統治において監視の対象となりにくい状況を作り出しました。

このことが、当社グループにおける上層での牽制機能の弱体化の重要な要因に

なつたと考えられます。

ラツプ社の監査役は、高橋前社長が長く務めたため（在任：平成16年7月～平成21年12月）これらの不正会計に対する監査役機能は、十分果たせていなかったものと推察されます。

また、前述のとおり、ラツプ社に関わる監査機能を担うべき当社の監査役人事や内部監査室人事も、高橋前社長が人事権を掌握しておりました。そのため、過去に、会計上の不正な操作の可能性に気づき、これを調査しようとした監査役、内部監査室長らはいたものの、これを高橋前社長に進言すると、調査そのものを妨げられたり、人事の異動があったりしたとの証言もあり、本件不正の発覚が遅れた要因の一つと考えております。

加えて、ラツプ社の情報が当社・ラツプ社の一般の役職員には伝達されず、一部の役職員にのみ保有されておりました。その一例として、次の事実を挙げることができます。平成22年3月に当社はラツプ社向け長期滞留売掛金として1,600百万円強の引当金を計上するに至り、半導体事業より撤退を模索し始め、ラツプ社の事業売却の立案、検討及び実行を目的としたアドバイザー契約をMアドバイザー社との間で締結し、Mアドバイザー社のグループ会社からKA氏が当社に出向するなどした際、ラツプ社のデューデリジェンスを実施する中で仕掛品における不適切な原価流用が発覚し、その事実は高橋前社長にも知らされましたが、高橋前社長が社内外の関係者との原価流用の事実について情報共有を行うことはありませんでした。その理由としては、不適切な原価流用を表面化させずに、内々に処理をする目的があったものと推測できます。

このようにして、上層での牽制機能が弱体化されました。その結果、ラツプ社における不正が容易に見過ごされてしまう状況が形成され、また、関係する一部の人間のコンプライアンス意識の希薄化を招き又は助長したと考えられます。

このことが背景となって、次の（3）から（5）までに述べるとおり、「債務超過回避とこれについての親会社からの圧力」、「当社幹部及びラツプ社幹部のコンプライアンス意識の欠如」及び「会計監査に対する隠蔽工作」という原因が生じ又は助長されたと考えられます。

（3）「債務超過回避とこれについての親会社からの圧力」について

第三者調査委員会の報告書によれば、本件不正会計の原因を、「ラツプ社の債務超過回避とこれについての親会社である当社からの圧力が最大の原因であることは明らかである。」と結論付けていることから、社内調査委員会では、これに加えて「なぜ、それほどまでに債務超過を回避しなければならなかったのか」という視点からの調査を実施いたしました。主導的役割を果たしたラツプ社H氏へのヒ

アリングが実施できなかったことから、事実認定は困難でしたが、他の関係者に対して、業務提携当時から子会社化に至るまでの経過、さらにその後の状況をヒアリングした結果、概ね次のような事情が想定されます。

もともとラップ社は、将来的に高成長を遂げるという事業計画により、新規株式上場を目指しており、KW元会長の時代以降、当社から多額の投資を受けており、「債務超過を回避」という以前に、投下資本を回収するための業績アップが命題となっている会社という位置づけでもありました。また、当時のラップ社は、与信を得る信用力がないため、当社の信用力を背景に材料の調達等を行う必要があります。以上のような状況から、ラップ社としても、その事業を継続させるためには、当社からの投資の継続や支援を必要とする事情があったと推測され、前述のような、債務超過回避の指示、更に遵法意識の薄さと相まって、押込販売や架空販売、原価流用といった不正会計処理を誘発したとも推察されます。

(4) 「当社幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如」について

上記のとおり、ラップ社の一部の経営陣においてはコンプライアンス意識が希薄化しており、ラップ社の一部の経営幹部の中では、財務的な調整を容認する雰囲気醸成されていたと考えられます。

また、当社において、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスに関する規程類が整備されてはいたものの、一部については、実際には適切に運用されていなかったという問題（関係会社管理規程の運用が不十分であった点など）がありました。内部通報制度の建付けにも問題があったということができません（窓口が総務部・監査役であって、総務部は人事に影響しうること、監査役は内部出身者又は縁故者であることなどから、通報しようとする者に萎縮効果を与えてきた可能性があります。事実、告発メールも外部の会計監査人に送付されました。）。

加えて、コンプライアンスに関し、社内・グループ内で、だれがどのように責任を負うのか（責任の所在）、コンプライアンスに関してだれがどのような役割を負い問題があるときにどのように解決するのか（個々の役割）が曖昧なままであり、個々人がコンプライアンス確保のために行動するための意識付けがなされなかったという点も問題でした。

更に、そもそもこうした様々なルール、社内の取組を周知するコンプライアンス教育の実践が十分になされていなかったことについても問題があると考えております。

ただし、当社及びラップ社全社でコーポレートガバナンス・コンプライアンスの意識が欠如していたというわけではないものと考えております。

平成 25 年 2 月 14 日に第三者調査委員会による調査報告書が当社に提出された

後、当社取締役会は、同月 22 日付で速やかに高橋前社長を解職し、自浄作用を發揮しました。また、押込販売・架空売上及び不適正な原価流用について、当該調査報告書においては、ラップ社内においては周知の事実と記載されていますが、その後のメール等の調査結果により、注文書を依頼できる立場の社長や取締役等の幹部の一部及び、営業部門の特定の者だけが介在したと考えられます。社内調査委員会としては、ラップ社の一部の者が、本件不正に関与したと認識しております。さらに、問題となった事実が起こった当時やそれより前の時点で、当社よりラップ社に出向していた者やラップ社の監査役において、結果的に不正を防止できなかったものの、先行手配と称する取引に疑義を感じ独自に内部調査をした者もいました。当社従業員の多くは職業倫理を持った勤勉な者たちであると評価することができると考えております。

以上から、本件不正会計について責任の所在があると考えられる者は、当社・当社グループ全体からすれば限られており、原因及び問題点に対して適切に対処すれば、当社及び当社グループにおいて自浄作用を發揮することは十分可能であるとと考えております。

(5) 会計監査に対する隠蔽工作

社内調査委員会の調査によれば、販売先代理店との共謀による架空注文書の作成、物流業者との共謀による架空出荷案内書兼物品受領書の作成、偽装出荷、販売先代理店との共謀による確認状の虚偽回答、仕掛品の実地棚卸立会時における虚偽説明、その他ヒアリングに対する虚偽回答など、ラップ社H氏を中心とした偽装・隠蔽工作が確認されました。

長期間、会計監査人の気づくところとならなかったのは、ラップ社H氏やラップ社H元社長といったラップ社の経営幹部が自ら行った不正会計であったことや、販売先代理店や物流業者などの社外関係者を巧みに巻き込み、虚偽内容の証憑をそろえるといった共謀が図られていたためと推察されます。

II. 再発防止に向けた今後の改善措置

以上の原因分析及び責任の所在の分析を踏まえ、以下の再発防止策を講じる方針です。なお、ラップ社は清算手続に入る予定であるため、以下の再発防止策は、当社と、ラップ社以外の当社連結子会社（休眠会社を除く）を念頭においたものです。

1 組織の改革によるコーポレートガバナンス・コンプライアンスの確保

(1) コンプライアンスの意識付けのためのコンプライアンス担当の兼務発令と報告

上記第2. I. 2 (2)「高橋前社長への人事権の集中」から(4)「当社幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如」について」までに記載のとおり、ラップ社ではコンプライアンスの意識が希薄化した者が幹部として経営に関与し、業務を統括していた事実が認められました。このように、幹部ないし部門長レベルにある者がコンプライアンスの精神をないがしろにしている状況を看過することはできません。また、必要な情報が適時に役員及びコンプライアンス担当者の間で共有されるようにする必要があります。

このような問題点についての認識を踏まえ、牽制体制を確保するため、当社及び子会社の部門長に管轄部門のコンプライアンス担当を兼務させる旨の兼務発令を行います。そのうえで、当該部門長に、「業務への取組姿勢」や「職場環境・職場風土」等の各管轄部門の中での適法性・ガバナンス確保のためのチェック項目を課し、当該部門長から、役員及びコンプライアンス委員会等に対し、定期的(必要があれば直ちに)コンプライアンスの遵守状況を報告させるものとします。

(2) コンプライアンス委員会の設置及び監査室の機能強化

上記第2. I. 2 (4)「当社幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如」について」に記載のとおり、本件不正会計等の問題が現実生じたことを踏まえ、当社及び連結グループ全体を管轄する明治機械グループ・コンプライアンス委員会、並びに当社及び株式会社東京製粉機製作所(以下「東京製粉機」という。)のそれぞれに社内コンプライアンス委員会を設置し、潜在リスクの検討及び防止体制の構築を行う体制にいたします。

明治機械グループ・コンプライアンス委員会は、CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー。取締役クラス)をトップとして、基本的な法令やコンプライアンスに詳しい外部有識者(弁護士・会計士等3名程度を予定しております。)を含め、当社及び東京製粉機の部門長を委員とすることを検討しております。

また、社内コンプライアンス委員会は、当社では監査室長、東京製粉機では同社常務取締役をトップとして、それぞれの会社の部門長を委員とすることを検討しております。

いずれのコンプライアンス委員会も、定期的を開催し、上記(1)のとおりコンプライアンス担当を兼務する部門長からの報告を受け、コンプライアンスの観点から必要な提言を役員に対して行うものとし、議事録は当社及び東京製粉機の取締役会及び監査役会(ないし監査役)に提出いたします。

また、各年度初めの議題として、コンプライアンスリスクの洗い出し、リスクの評価及び重要リスクへの対応策の決定を必ず行うものとします。その際には、前年度の反省を踏まえ、同委員会で毎年改めて決議し、各部門長であるコンプライアンス担当兼務の各部門長に指示するものとします(それとは別に、取締役も

同様のリスクについて洗い出し・評価・対策を行うものとします。)。その際に指示があったリスク事項については、当該部門長から適時に報告させるものとします。これらのプロセスにおいては、本件不正会計の原因に鑑み、達成が著しく困難な目標の設定に制限を課すことを検討する方針です。

以上のコンプライアンス委員会に加え、既存の監査室は、業務監査を主に取り扱ってまいりましたが、適時適切に不正の兆候等を把握できるよう、内部監査業務の要員を3名程度に増員して体制を強化するとともに、内部監査規程の改訂を実施いたします。新たな監査室の監査項目には、毎年必ずコンプライアンス監査の項目を含めることといたします。その際、全社的に重要と思われるものから順次監査計画に入れて監査をし、上記(1)のコンプライアンス担当兼務部門長の報告のみならず、監査室の監査結果報告も、コンプライアンス委員会で行うものとします。

また、業務・会計・法務における内部監査体制を整備するとともに、監査室と会計監査人との情報交換のための定期的な会議を設けて意見交換を行うことといたします。

これらにより、独立した立場でのモニタリング機能の強化、及び情報の共有によって株主等ステークホルダーに対して経営の状況を開示する体制の強化を図り、コーポレートガバナンス・コンプライアンスの確保及び内部統制の精度向上を図ることといたします。

なお、明治機械(徳州)有限公司につきましては、コンプライアンス委員会等の啓蒙活動による改善ではなく、監査役会の活動や内部監査制度による内部統制機能を強化することにより、法令知識と法令遵守に対する意識の向上の対応することを予定しております。

(3) 親会社代表取締役と子会社の取締役の兼職の禁止の明確化

上記第2. 1. 2 (2)「高橋前社長への人事権の集中」に記載のとおり、高橋前社長は、当社とラップ社の代表取締役社長としての地位を兼任するに至り、ラップ社取締役としての自己が監視されづらい状況、すなわちグループ企業統治において監視の対象となりにくい状況を作り出しました。このことが、当社グループにおける上層での牽制機能の弱体化の重要な要因になったと考えられます。

そのため、親会社である当社代表取締役と子会社の取締役の兼職を原則として禁止することを社内規程で定めます。

(4) 取締役会の機能強化

上記第2. 1. 2 (2)「高橋前社長への人事権の集中」に記載のとおり、当社では、上層での牽制機能の弱体化が重大な問題となりました。そこで、当社は、

社外取締役の招聘を行うこととし、その人選要件の明確化を図ります。これにより、取締役会の活性化、相互牽制機能の強化を進めてまいります。

また、取締役相互で、善管注意義務及び忠実義務を果たすべき役割にあり、自己若しくは第三者の利益を図り又は当社若しくは子会社に損害を加える行為や法令に違反する行為を行わないこと、相互に監視義務を負い法令違反等の事項を発見した場合には速やかに取締役及び監査役に報告すること等の一定の事項について誓約書を取り交わし、違反の場合のペナルティーを決めることも検討いたします。

なお、弊社取締役である大杉氏につきましては、現在、子会社である東京製粉機の常勤取締役でもあります。平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで常勤顧問としてラップ社の経営に一定の関与があり、また、その後は取締役会の構成メンバーとして高橋前社長の業務執行を監督する立場にありながら、この職責を十分に果たせなかったことについて一定の責任はあるものと考えております。この責任を明確化するために、本人の申し出により、3 月に東京製粉機の実任取締役を辞任、6 月に予定されております当社の株主総会において当社の取締役を辞任いたします。

(5) 監査役会の機能強化

当社監査役会が今回の不正行為を問題発生時に十分な調査を行わないまま、不正行為の存在を否定する結論を出し、是正することができなかったことに責任の一端があったと考えます。加えて、上記第 2. I. 2 (4)「当社幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如」に記載のとおり、監査役は内部出身者又は縁故者であり、その点からも社外監査役体制が機能せず牽制機能が働きにくかったのではないかと推測されます。

疑惑のあるときにも自らに与えられた権限を発揮して疑惑を明らかにすべき義務が課せられていることを十分認識して職務を遂行できる人材を確保し、自浄機能を発揮するために、今後の監査役人選に当たっては、監査役の適性（知識と経験）を持った、取締役との縁故性のない人物とすることを原則とします。例外的に、縁故性のある者を監査役として採用する場合には、監査役の過半数が縁故性のない者である状態が確保されること、および当該縁故性のない者が当該採用について同意することを条件とするものとします。

また、増員強化する監査室及び新設するコンプライアンス委員会との意見交換を、それぞれ定期的（現時点では毎月 1 回程度と考えておりますが、状況に応じて開催の頻度も検討いたします。）に実施し、連携を図ってまいります。併せて、

監査の各段階において、会計監査人との連携を密に図るものいたします。

なお、当社の監査役会（常勤監査役は西村氏）は、第三者調査委員会の調査報告書に記載がある通り、告発メールが会計監査人に送付されてきたことを契機に、同メールに記載された押込売上等の調査を実施いたしました。ラップ社のS元社長がヒアリングに対して「告発メールの内容は事実無根」と否定したことや、出荷に関する形式的な書面等が整っていることを根拠に、これ以上の十分な調査を実施せず、結果として、早期に本件不正会計を是正できなかったことについては、十分な監査役機能を発揮したとは言えず、一定の責任があるものと考えます。常勤監査役の西村氏については、6月に予定されております当社の株主総会をもって辞任する意向です。

他の監査役につきましても、監査機能の強化を念頭に、人員の入れ替えを検討してまいります。

(6) 子会社に対する経営管理機能強化

今回の不正行為が子会社の内部統制の不備、及び親会社である当社の監督の不徹底からその発見が遅れたことに鑑み、当社の子会社に対する管理機能を強化いたします。具体的には、当社経営企画部を中心に、報告資料の充実、業務フローの見直し等を実施するとともに、当社監査室による定期的（年2回程度）な子会社への内部監査を実施してまいります。

2 社内制度の改革

(1) 内部通報制度の改革

当社の内部通報制度は、上記第2. I. 2 (4) 「「当社幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如」について」に記載のとおり、窓口が総務部・監査役であって、総務部は人事に影響しうること、監査役は内部出身者又は縁故者であることなどから、通報しようとする者に萎縮効果を与えてきた可能性があるという問題があります。内部通報を推奨する意味は、内部通報を受けて内部で改善する方が、外部通報よりも会社の利益に合致しやすいと考えられる点にあるところ、当社の現状の内部通報制度はその趣旨に適合していません。

この反省を踏まえ、通報しやすい環境を作るため、通報者の匿名性の担保を徹底いたします。そのため、通報については、社外通報ルート（いわゆる「外部ヘルプライン」）のみを設定することとし、可及的速やかに、その趣旨に適した機関を通報窓口を設定いたします。また、プライバシー保護、通報者の不利益な処遇回避についても徹底する運用をいたします。この内部通報制度とその改革について

て、社内の掲示板やイントラネットを利用して常時周知を実施してまいります。

(2) 人事制度の改革

当社グループでは、役職員の部署異動の機会が少なく、人事が硬直的であり、そのことが、たとえばラップ社H氏のような人物による不正の温床となり、今回の不正行為を誘発した面もあると考えられます。今後は、定期的（3～5年程度）な人事ローテーションを行うこととします。次長以下の人事ローテーションは経営企画部で行い、部長以上の人事ローテーションは経営企画部で立案、取締役会で承認します。

(3) 社内規程の整備

不正を抑止、防止する環境づくりのため、以下の主要な社内規程の整備を実施いたします。

就業規則・・・法令や規程などを逸脱する行為に対しては、適時適切に違反者(役員を含みます。)に罰則を課すことを徹底する方針です。就業規則の懲戒に関する定めについてコンプライアンス研修において再度周知いたします。

内部監査規程・・・不正防止・財産の保全等の観点から、必要にある場合に実施することとしていた子会社監査を常時実施することとする、監査計画の承認を監査室長から社長の承認とする、監査の実施にあたり原則通知することとするが通知なしの場合も認めるなどの変更を実施いたします。

職務権限規程・・・債権回収の安全性の確保の観点から、職務権限一覧表に定めのある所属長の決裁基準金額の引下げを検討いたします。

経理規程・・・経理不正防止・適正な収益費用の認識測定の観点から、収益の認識基準を中心に再検討をいたします。

債権管理規程・・・経理不正防止・滞留債権発生防止の観点から、債権管理規程の新設を検討いたします。

3 コンプライアンス重視の企業風土の醸成

上記第2. I. 2 (4) 「「当社幹部及びラップ社幹部のコンプライアンス意識の欠如」について」に記載のとおり、当社及びラップ社全社でコーポレートガバナンス・コンプライアンスの意識が欠如していたというわけではありませんが、本件不正会計等の問題が現実には生じたことに照らすと、役職員全体がコンプライアンス重視の企業風土を醸成することは必須の対策であると考えております。

(1) 再発防止に取り組む経営姿勢の明確化

第三者調査委員会の調査報告書及び社内調査委員会の調査報告書を受けて、当社代表取締役より国内子会社を含む全社員に対し、近日中に、その概要の説明と再発防止に取り組む今後の会社の経営姿勢を示し、社外に対しては、当社ホームページを通じて今後の信頼回復への取組み姿勢を公表することにより、コーポレートガバナンス・コンプライアンスの確保及び内部統制システムの徹底を図ることといたします。

(2) 子会社を含む全グループの従業員及び役員に対するコンプライアンス教育

業務遂行に不可欠なコンプライアンス教育の一環として、当社及び子会社である、東京製粉機を対象に、外部の専門家を講師として招くなどして階層別のコンプライアンス研修を定期的（年 4 回程度）に実施してまいります。まずは、経営陣の意識改革を図ってまいります。

4 財務・経理のモニタリングの強化

(1) 財務経理部門による財務諸表の報告フォーマットの変更

異常点を早期に把握・検証できるよう、取締役会への財務諸表の報告フォーマットの変更を行うこととし、取締役会に連結及び各連結対象子会社の事業計画に対する実績（単月・累計）など正確な情報がより適時に報告される仕組みを設けてまいります。

(2) 内部監査室による経理監査の実施

内部監査室による決算データの総括的なレビュー、証憑突合等の経理監査の実施並びに財務諸表の報告状況のモニタリング機能の有効性を検証することとし、今期の内部監査計画書において、会計監査項目の重要監査項目として評価を行います。監査室においても、不正リスク要因を検討し、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合には、監査役及び会計監査人と適切に協議をし、連携を深めて対処いたします。

(3) 収益認識基準について

上記第 2. I. 1. (1) ①に記載のとおり、本件押込売上・架空売上については、売上の計上基準に出荷基準を採用していたことを利用した不正と考えられません。

したがって、今後、全ての売上計上フローを見直し、当社の収益認識基準

を再検討いたします。

(4) 当社及び国内子会社の内部統制の見直し・強化策について

① 押込売上計上及び架空売上計上に関する対応策

- ・ 上記第2. I. 1. (1)に記載の先行手配については、今後は、当社、子会社含め安易な先行手配を行わない方針といたします。一方で、職務権限規程を見直し、業務の特性上どうしても先行手配が必要な場合には、通常の受注又は発注より決裁基準金額の引下げを検討いたします。
- ・ 上記第2. I. 1. (1)②「商流と発注・納品の業務フロー」については、検収証憑を徴収することを必要とする、又は営業担当者が顧客への納品の事実の確認を持って売上計上とする等の、より確実な収益の認識を行うことを検討いたします。
- ・ 売上の返品につきましては、期首から2か月ほどの返品在庫のレビューを実施し、異常な返品がないことを確認いたします。
- ・ 上記第2. I. 1. (1)③「在庫管理」については、每期滞留品も網羅的に棚卸を実施し、遠隔地にある取引先保管の在庫は在庫証明書の手入のみではなく定期的に当社及び国内子会社社員の棚卸の立会いを実施し、より網羅的な棚卸の実施を行うことを検討いたします。

② 不適切な原価流用に関する対応策

- ・ 上記第2. I. 1. (2)に記載のとおり、ラップ社においては、本来例外的な取引であるべき原価流用が頻繁に行われておりました。今後は、当社・子会社含め、安易な原価流用を行わない方針といたします。一方で、完成済み原価が他の仕掛中の原価に転用可能な場合等の例外的に業務上必要な原価流用を行う場合には、下記のとおり見直し・強化した原価流用に関する内部統制手続を適切に運用することで、不適正な原価流用リスクの排除を徹底いたします。
- ・ ラップ社の原価流用の業務フロー上、「原価付替依頼票」の承認権限者がラップ社の承認権限者となっておりましたが、本来であれば仕掛品を計上している当社が承認権限者となることで、利益の相反するラップ社側の申請に対し、牽制機能を働かせる必要がありました。今後は、不正な原価流用を防止するため、国内子会社含め全ての原価流用の業務フローを見直し、経理担当上席者等の適切な承認権限者が設定することで、適切な内部統制の整備・運用を図ります。
- ・ ラップ社の「原価付替依頼票」においては、起票者の記名欄がないこと、付替部品名の記載がなされていなこと、原価付替に係る証憑類の添付がなされ

ていないことも当該不正会計処理を助長した原因となったことから、国内子会社含め全ての「原価付替依頼票」のフォーマットを変更するとともに、運用上必要な証憑の添付を必須とすることを徹底いたします。

③ 架空仕入に関する対応策

上記第2. I. 1. (2)に記載のとおり、発注につきましては、購買担当者の定期的な部門移動、「購入手配依頼書」「発注書」等にかかる適正な社内承認手続の整備を行うことを検討いたします。

(5) 会計監査の対応について

上記第2. I. 2 (5)「会計監査に対する隠蔽工作」に記載のとおり、本件不正行為は、ラップ社H氏らが会計監査にあたって、関係者の協力を得て、発注や出荷・運送の虚偽内容の証憑を揃えて虚偽の説明をしていたほか、現物確認に際しても全く別の仕掛品を示して会計監査人を騙すなどの隠蔽工作を行っていた点に問題がありました。ラップ社は平成25年度中に清算予定であります。今後、会計監査に対する隠蔽工作が起らないよう、会計監査人、取締役、監査役、経理責任者、実務担当者を巻き込んだ決算会議を行い、情報共有をする等の相互牽制を図ることを検討いたします。

III. 改善措置のスケジュール

別紙2をご参照ください。

IV. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

今般の当社の不適切な会計処理によって、過去に開示した過年度の決算公表数値が不適切な情報開示となり、株主、投資家並びに関係者各位に多大なご迷惑とご心配をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果となったことについて、上場企業としての重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。

当社としましては、かかる事態を真摯に受け止め、今後二度とこのような事態を発生させないよう再発防止策を全社一丸となって確実に実行し、関係各位及び証券市場の信頼回復に向け鋭意努力していく所存です。

(単位:百万円)

期	項目	連結			個別		
		修正前(A)	修正後(B)	訂正額(B-A)	修正前(A)	修正後(B)	訂正額(B-A)
平成20年3月期 第1四半期	売上高	3,441	3,441	-	-	-	-
	営業利益	△ 75	△ 23	51	-	-	-
	経常利益	△ 64	△ 12	51	-	-	-
	当期純利益	△ 146	△ 94	51	-	-	-
	総資産	20,921	20,313	△ 608	-	-	-
	純資産	8,464	7,856	△ 608	-	-	-
平成20年3月期 第2四半期	売上高	7,394	7,394	-	1,730	1,730	-
	営業利益	△ 50	△ 62	△ 12	△ 16	△ 28	△ 12
	経常利益	△ 186	△ 198	△ 12	16	4	△ 12
	当期純利益	△ 326	△ 338	△ 12	1	△ 10	△ 12
	総資産	19,623	18,951	△ 672	14,102	13,430	△ 672
	純資産	8,250	7,578	△ 672	8,946	8,274	△ 672
平成20年3月期 第3四半期	売上高	11,963	11,963	-	-	-	-
	営業利益	79	67	△ 12	-	-	-
	経常利益	12	0	△ 12	-	-	-
	当期純利益	△ 310	△ 322	△ 12	-	-	-
	総資産	20,354	19,682	△ 672	-	-	-
	純資産	8,210	7,537	△ 672	-	-	-
平成20年3月期	売上高	16,780	16,097	△ 683	4,886	4,434	△ 451
	営業利益	460	△ 334	△ 794	22	△ 742	△ 764
	経常利益	172	△ 622	△ 794	41	△ 723	△ 764
	当期純利益	△ 487	△ 1,966	△ 1,478	△ 1,145	△ 2,619	△ 1,474
	総資産	22,513	20,374	△ 2,139	14,362	12,227	△ 2,135
	純資産	8,114	5,975	△ 2,139	7,640	5,505	△ 2,135
平成21年3月期 第1四半期	売上高	4,804	4,804	-	-	-	-
	営業利益	217	219	1	-	-	-
	経常利益	213	215	1	-	-	-
	当期純利益	△ 60	△ 58	1	-	-	-
	総資産	23,141	21,003	△ 2,137	-	-	-
	純資産	8,094	5,956	△ 2,137	-	-	-
平成21年3月期 第2四半期	売上高	10,997	10,997	-	-	-	-
	営業利益	121	163	42	-	-	-
	経常利益	68	111	42	-	-	-
	当期純利益	△ 167	△ 125	42	-	-	-
	総資産	21,260	19,164	△ 2,096	-	-	-
	純資産	7,966	5,869	△ 2,096	-	-	-
平成21年3月期 第3四半期	売上高	16,772	16,812	40	-	-	-
	営業利益	147	98	△ 48	-	-	-
	経常利益	39	△ 9	△ 48	-	-	-
	当期純利益	△ 365	△ 414	△ 48	-	-	-
	総資産	23,433	21,239	△ 2,193	-	-	-
	純資産	7,605	5,417	△ 2,188	-	-	-
平成21年3月期	売上高	23,127	21,917	△ 1,210	7,724	6,936	△ 787
	営業利益	△ 24	△ 461	△ 437	△ 422	△ 1,037	△ 615
	経常利益	△ 163	△ 601	△ 437	△ 391	△ 1,006	△ 615
	当期純利益	△ 688	△ 1,125	△ 437	△ 428	△ 1,043	△ 615
	総資産	22,541	19,960	△ 2,581	14,468	11,718	△ 2,750
	純資産	7,118	4,528	△ 2,590	7,032	4,283	△ 2,749

期	項目	連結			個別		
		修正前(A)	修正後(B)	訂正額(B-A)	修正前(A)	修正後(B)	訂正額(B-A)
平成22年3月期 第1四半期	売上高	5,616	5,616	-	-	-	-
	営業利益	△ 27	10	37	-	-	-
	経常利益	△ 15	21	37	-	-	-
	当期純利益	△ 73	△ 36	37	-	-	-
	総資産	19,326	16,764	△ 2,561	-	-	-
	純資産	7,212	4,673	△ 2,539	-	-	-
平成22年3月期 第2四半期	売上高	9,949	9,949	-	-	-	-
	営業利益	△ 539	△ 199	339	-	-	-
	経常利益	△ 536	△ 196	339	-	-	-
	当期純利益	△ 692	△ 352	339	-	-	-
	総資産	17,460	15,201	△ 2,259	-	-	-
	純資産	6,564	4,327	△ 2,237	-	-	-
平成22年3月期 第3四半期	売上高	14,785	14,785	-	-	-	-
	営業利益	△ 610	△ 100	509	-	-	-
	経常利益	△ 645	△ 135	509	-	-	-
	当期純利益	△ 927	△ 417	509	-	-	-
	総資産	18,375	16,285	△ 2,089	-	-	-
	純資産	6,622	4,555	△ 2,067	-	-	-
平成22年3月期	売上高	18,425	18,425	-	5,523	5,523	-
	営業利益	△ 2,014	△ 279	1,735	△ 1,926	△ 706	1,219
	経常利益	△ 2,080	△ 344	1,735	△ 1,862	△ 642	1,219
	当期純利益	△ 2,368	△ 621	1,747	△ 1,737	△ 517	1,219
	総資産	17,083	16,247	△ 836	11,381	9,820	△ 1,560
	純資産	5,521	4,691	△ 829	5,999	4,469	△ 1,530
平成23年3月期 第1四半期	売上高	4,229	4,229	-	-	-	-
	営業利益	6	67	61	-	-	-
	経常利益	△ 11	50	61	-	-	-
	当期純利益	△ 143	△ 93	50	-	-	-
	総資産	17,579	16,777	△ 802	-	-	-
	純資産	5,530	4,751	△ 779	-	-	-
平成23年3月期 第2四半期	売上高	9,260	9,370	110	-	-	-
	営業利益	△ 59	85	144	-	-	-
	経常利益	△ 110	34	144	-	-	-
	当期純利益	△ 227	△ 102	125	-	-	-
	総資産	17,140	16,435	△ 705	-	-	-
	純資産	5,411	4,700	△ 711	-	-	-
平成23年3月期 第3四半期	売上高	12,481	12,591	110	-	-	-
	営業利益	△ 73	108	182	-	-	-
	経常利益	△ 47	135	182	-	-	-
	当期純利益	△ 823	△ 403	419	-	-	-
	総資産	11,600	11,190	△ 410	-	-	-
	純資産	3,925	3,515	△ 410	-	-	-
平成23年3月期	売上高	15,952	16,062	110	9,074	9,148	73
	営業利益	2	175	173	257	261	3
	経常利益	12	185	173	300	303	3
	当期純利益	△ 921	△ 616	304	△ 1,416	△ 805	611
	総資産	11,546	10,998	△ 547	11,367	10,422	△ 945
	純資産	3,791	3,266	△ 525	4,694	3,776	△ 918

期	項目	連結			個別		
		修正前(A)	修正後(B)	訂正額(B-A)	修正前(A)	修正後(B)	訂正額(B-A)
平成24年3月期 第1四半期	売上高	2,980	2,980	-	-	-	-
	営業利益	185	160	△ 25	-	-	-
	経常利益	192	167	△ 25	-	-	-
	当期純利益	180	154	△ 25	-	-	-
	総資産	11,419	10,846	△ 572	-	-	-
	純資産	3,979	3,429	△ 550	-	-	-
平成24年3月期 第2四半期	売上高	5,094	5,094	-	-	-	-
	営業利益	323	256	△ 67	-	-	-
	経常利益	299	231	△ 67	-	-	-
	当期純利益	286	218	△ 67	-	-	-
	総資産	10,325	9,710	△ 614	-	-	-
	純資産	3,980	3,388	△ 592	-	-	-
平成24年3月期 第3四半期	売上高	6,479	6,545	65	-	-	-
	営業利益	363	143	△ 219	-	-	-
	経常利益	418	198	△ 219	-	-	-
	当期純利益	550	331	△ 219	-	-	-
	総資産	9,244	8,484	△ 765	-	-	-
	純資産	4,213	3,468	△ 744	-	-	-
平成24年3月期	売上高	8,348	8,413	65	7,001	7,001	-
	営業利益	337	201	△ 135	335	85	△ 249
	経常利益	388	252	△ 135	341	91	△ 249
	当期純利益	505	369	△ 135	244	△ 5	△ 249
	総資産	9,320	8,638	△ 681	9,013	7,818	△ 1,194
	純資産	4,234	3,573	△ 660	4,878	3,710	△ 1,168
平成25年3月期 第1四半期	売上高	1,527	1,527	-	-	-	-
	営業利益	43	43	-	-	-	-
	経常利益	45	45	-	-	-	-
	当期純利益	33	33	-	-	-	-
	総資産	8,734	8,055	△ 681	-	-	-
	純資産	4,259	3,598	△ 660	-	-	-
平成25年3月期 第2四半期	売上高	3,041	3,041	-	-	-	-
	営業利益	41	41	-	-	-	-
	経常利益	37	37	-	-	-	-
	当期純利益	21	21	-	-	-	-
	総資産	9,106	8,439	△ 681	-	-	-
	純資産	4,194	3,533	△ 660	-	-	-

改善措置の実施スケジュール

別紙2

平成25年

改善措置項目		～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
	コンプライアンス準備委員会発足	発足★	→						
組織改革によるコーポレートガバナンス・コンプライアンスの確保									
1(1)	コンプライアンス担当候補者面談	実施済★							
	コンプライアンス担当兼務発令		☆ 実施						
	明治機械・東京製粉機・グループコンプライアンスコンプライアンス委員会規程策定		--->	☆ 制定(明治機械・東京製粉機) 運用 ☆ 制定(グループ)					→
1(2)	明治機械・東京製粉機・グループコンプライアンス委員会発足		☆ 発足(明治機械・東京製粉機) ☆ 発足(グループ)			継続開催			→
	監査室の人員増強 1名→3名		☆ 実施						
1(3)	親会社代表取締役の子会社兼職禁止に関する規程制定		--->	☆ 制定					
1(4)	社外取締役の推薦決定		--->	☆		☆ 株主総会にて任命			
	取締役相互の誓約書の取り交わし		☆ 実施(現任者と締結)			☆ 株主総会後に実施(新取締役と締結)			
1(5)	社外監査役の推薦決定(常勤・非常勤)		--->	☆		☆ 株主総会にて任命			
	意見交換会(監査室・グループコンプライアンス委員会)					月1回の実施(必要に応じて随時実施)			→
1(6)	当社及びグループ会社の報告書のフォーマット作成		--->			運用			→
	子会社を含む全ての業務フローの見直し		--->			実施			→
社内制度の改革									
2(1)	社外ヘルプラインの選定・決定・運用開始		--->	☆ 決定		運用			→
	社外ヘルプライン周知活動の実施				周知活動				→
2(2)	人事制度の見直し		--->	検討		運用			→
	グループ会社管理規程及び方針の策定		--->	検討		運用			→
2(3)	社内規程の整備・改訂		--->	整備・改訂		運用			→
コンプライアンス重視の企業風土の醸成									
3(1)	親会社代表取締役からのメッセージ配信		☆ 実施						
	信頼回復への取組みをHP上に掲載		☆ 実施						
3(2)	コンプライアンス研修の実施(階層別)			実施			実施		→
財務・経理のモニタリング等の強化									
4(1)	財務諸表報告フォーマットの変更			改訂作業			運用		→
4(2)	内部監査計画の作成(139期)		--->	作成		実施			→
4(3)	収益認識基準の再検討		--->	検討		運用			→
4(4)	内部統制の見直し・強化策		--->	検討		運用			→
4(5)	会計監査の対応について					実施			→